

平成 28 年度
静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

静 岡 県

平成28年度 静岡県土地利用基本計画図 変更位置図



静岡県土地利用基本計画の変更について（案）

静岡県土地利用基本計画（昭和50年4月策定）のうち、土地利用基本計画図の一部を次のとおり変更する。

（1）総括表

区 分	現 行 計 画 面 積		変 更 面 積			変 更 後 の 計 画 面 積	
			拡 大	縮 小	差 引		
	ha	%	ha	ha	ha	ha	%
都 市 地 域	348,934	44.9				348,934	44.9
農 業 地 域	447,553	57.5		69	△69	447,484	57.5
森 林 地 域	491,418	63.2		194	△194	491,224	63.2
自然公園地域	84,042	10.8			0	84,042	10.8
自然保全地域	6,301	0.8			0	6,301	0.8
五地域区分計	1,378,248	177.2		263	△263	1,377,985	177.2
白 地 地 域	10,434	1.3				10,434	1.3
県 土 面 積	777,742	100.0				777,742	100.0

（注）1 県土面積は、平成27年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

2 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

(2) 変更地域別概要

整理 番号	変更地域名	関係市町	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要 旨)
			拡 大	縮 小	
1	農業地域の縮小	磐田市	—	11	住宅系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため
2	農業地域の縮小	沼津市	—	30	産業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため
3	農業地域の縮小	長泉町	—	28	産業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため
小計 (3件)			—	69	
4	森林地域の縮小	河津町	—	8	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため
5	森林地域の縮小	河津町	—	1	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため
6	森林地域の縮小	三島市	—	3	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため

(2) 変更地域別概要

整理 番号	変更地域名	関係市町	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要 旨)
			拡 大	縮 小	
7	森林地域の縮小	御殿場市	—	3	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため
8	森林地域の縮小	牧之原市	—	9	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため
9	森林地域の縮小	袋井市	—	2	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため
10	森林地域の縮小	袋井市	—	4	袋井地域土地開発公社が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため
11	森林地域の縮小	浜松市	—	2	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため
12	森林地域の縮小	浜松市	—	162	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため
小計 (9件)			—	194	
合計 (12件)			—	263	

(3) 平成 28 年度変更内容説明資料

整理 番号	変更地域名	関係市町名 (字名)	変更部分の面積		変更部分の重複状況等			変更部分の 地目現況	変更理由及び変更内容等	地域設定に伴う土地利 用に関する基本的事項	関連する個別規制法 の措置(予定)	個別規制法の調整状況
			拡大	縮小	他地域と の重複	細区分の 指定状況	白地地域 の増減					
1	磐田市 農業地域 (縮小)	磐田市 見付美登里	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	農用地 8 道路 2 宅地 1	既存の市街化区域に囲まれた地域で住宅系の開発行為の予定により、計画的な都市整備の見通しが明らかになり、これにより市街化区域を拡大することから、総合的な農業の振興を図る必要がないため。	住宅系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る。	磐田都市計画用途地域の変更 (平成 29 年 3 月 予定) 磐田農業振興地域の 変更 (平成 29 年 3 月 予定)	関係機関と区域区分の変更及び農業振興地域縮小について下協議済み
2	沼津市 農業地域 (縮小)	沼津市 東椎路	—	30	都 30	調整 30	—	農用地 10 水面等 1 道路 4 宅地 12 その他 3	既存の市街化区域に囲まれた地域で産業系の開発行為の予定により、計画的な都市整備の見通しが明らかになり、これにより市街化区域を拡大することから、総合的な農業の振興を図る必要がないため。	産業系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る。	東駿河湾広域都市計画用途地域の変更 (平成 29 年 3 月 予定) 沼津農業振興地域の 変更 (平成 29 年 3 月 予定)	関係機関と区域区分の変更及び農業振興地域縮小について下協議済み
3	長泉町 農業地域 (縮小)	長泉町 下長窪	—	28	都 28	調整 28	—	農用地 3 道路 3 宅地 20 その他 2	既存の市街化区域に隣接する地域で産業系の開発行為の予定により、計画的な都市整備の見通しが明らかになり、これにより市街化区域を拡大することから、総合的な農業の振興を図る必要がないため。	産業系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る。	東駿河湾広域都市計画用途地域の変更 (平成 29 年 3 月 予定) 長泉農業振興地域の 変更 (平成 29 年 3 月 予定)	関係機関と区域区分の変更及び農業振興地域縮小について下協議済み
4	河津町 森林地域 (縮小)	河津町見高ほか	—	8	農 8	—	—	森林 8	民間事業者(東京電力(株)、(株)ユーラスエナジー河津)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	風力発電施設	森林法に基づく伊豆地域森林計画の変更 (平成 29 年 3 月 予定)	林地開発許可 (平成 27 年 7 月 完了)
5	河津町 森林地域 (縮小)	河津町見高	—	1	都 1 農 1	非線引 1	—	森林 1	民間事業者(公益社団法人地域医療振興協会)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	病棟及び駐車場	森林法に基づく伊豆地域森林計画の変更 (平成 29 年 3 月 予定)	林地開発許可 (平成 28 年 2 月 完了)
6	三島市 森林地域 (縮小)	三島市南砥石	—	3	都 3 農 3	調整 3	—	森林 3	民間事業者((株)フジコー)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	大吊橋	森林法に基づく富士地域森林計画の変更 (平成 29 年 3 月 予定)	林地開発許可 (平成 27 年 11 月 完了)

整理 番号	変更地域名	関係市町名 (字名)	変更部分の面積		変更部分の重複状況等			変更部分の 地目現況	変更理由及び変更内容等	地域設定に伴う土地利 用に関する基本的事項	関連する個別規制法 の措置(予定)	個別規制法の調整状況
			拡大 (ha)	縮小 (ha)	他地域と の重複 (ha)	細区分の 指定状況 (ha)	白地地域 の増減 (ha)					
7	御殿場市 森林地域 (縮小)	御殿場市印野	—	3	都3 農3	調整3	—	森林3	民間事業者((株)リバティ)が実施する 事業により現況森林ではなくなり、森林 としての利用・保全を図る必要がないた め。	太陽光発電施設	森林法に基づく富士 地域森林計画の変更 (平成29年3月予定)	林地開発許可 (平成27年11月完了)
8	牧之原市 森林地域 (縮小)	牧之原市地頭方	—	9	都9 農9	非線引9	—	森林9	民間事業者((有)新日邦)が実施する事 業により現況森林ではなくなり、森林と しての利用・保全を図る必要がないため。	太陽光発電施設	森林法に基づく静岡 地域森林計画の変更 (平成29年3月予定)	林地開発許可 (平成28年3月完了)
9	袋井市 森林地域 (縮小)	袋井市宇刈	—	2	都2 農2	非線引2	—	森林2	民間事業者((株)ビルド21)が実施する 事業により現況森林ではなくなり、森林 としての利用・保全を図る必要がないた め。	太陽光発電施設	森林法に基づく天竜 地域森林計画の変更 (平成29年3月予定)	林地開発許可 (平成27年9月完了)
10	袋井市 森林地域 (縮小)	袋井市山科	—	4	都4	非線引4	—	森林4	袋井地域土地開発公社が実施する事業に より現況森林ではなくなり、森林として の利用・保全を図る必要がないため。	工業団地造成	森林法に基づく天竜 地域森林計画の変更 (平成29年3月予定)	連絡調整 (平成28年2月完了)
11	浜松市 森林地域 (縮小)	浜松市北区細江 町中川	—	2	都2 農2	調整2	—	森林2	民間事業者(古山精機(株))が実施する 事業により現況森林ではなくなり、森林 としての利用・保全を図る必要がないた め。	工場	森林法に基づく天竜 地域森林計画の変更 (平成29年3月予定)	林地開発許可 (平成27年10月完了)
12	浜松市 森林地域 (縮小)	浜松市浜北区四 大地ほか	—	162	都100 農159 公11	調整100 公特3	—	森林162	民間事業者(NEXCO 中日本)が実施する 事業により現況森林ではなくなり、森林 としての利用・保全を図る必要がないた め。	高速道路	森林法に基づく天竜 地域森林計画の変更 (平成29年3月予定)	林地開発許可 (平成28年1月完了)